

第七七回

参第一号

公営住宅法の一部を改正する法律（案）

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 公営住宅建替事業（第二十三条の三 第二十三条の十）」を「第三章の二公営住宅建替事業等（第二十三条の三 第二十三条の十五）」に改める。

第七条第一項中「二分の一」を「三分の二」に、「三分の二」を「四分之三」に改め、同条第二項中「二分の一以内」を「三分の二」に、「補助することができる」を「補助しなければならない」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 5 第三項に規定する標準工事費は、老人、身体障害者その他特別な構造又は設備を有する住宅を必要とする者として政令で定める者のための公営住宅については、当該必要とする特別な構造又は設備に応じて定められなければならない。
- 6 前項に規定する公営住宅で、標準工事費を定めることが著しく困難なものについては、第三項の規定は適用しない。

第七条の次に次の二条を加える。

（関連公共施設等の整備事業に対する国の補助）

第七条の二 国は、公営住宅の建設を促進するため必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、政令で定める戸数以上の公営住宅の集団的な建設に関連して必要となる次の各号に掲げる事業を実施する当該各号に掲げる者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

- 一 道路、水道、下水道その他政令で定める公共施設を整備する事業 当該事業を実施する地方公共団体
- 二 学校、保育所、診療所その他政令で定める公益的施設を整備する事業 当該事業を実施する地方公共団体
- 三 鉄道その他政令で定める輸送施設を整備する事業 当該事業を実施する者

- 2 前項に規定するもののほか、同項の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

（調査費に対する国の補助）

第七条の三 国は、事業主体が公営住宅の建設をするために必要な土地に関する調査を行う場合においては、予算の範囲内において、当該事業主体に対し、当該調査に要する費用の一部を補助することができる。

第八条第一項中「三分の二」を「四分之三」に改め、同条第二項中「前条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第六項まで」に改め、同条第三項中「前条」を「第七条」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

- 6 第七条第五項の規定は、第四項に規定する標準工事費を定める場合に準用する。
- 7 第七条第五項に規定する公営住宅で、標準工事費又は標準補修費を定めることが著しく困難なものについては、第四項の規定（標準宅地復旧費に係る部分を除く。）は適用

しない。

第九条第一項中「前二条」を「第七条又は前二条」に改める。

「第三章の二 公営住宅建替事業」を「第三章の二 公営住宅建替事業等」に改める。

第三章の二中第二十三条の十の次に次の五条を加える。

(公営住宅改良事業)

第二十三条の十一 事業主体は、次の各号に掲げる公営住宅で、公営住宅建替事業の施行が適当でないものについて、公営住宅改良事業（公営住宅の居室の床面積を増築基準床面積（当該事業主体が最近五年間に建設した公営住宅（当該事業主体が最近五年間に建設した公営住宅がない場合には、当該事業主体の周辺に存する事業主体で建設省令で定める要件に該当するものが最近五年間に建設した公営住宅）で現に存するものの居室の床面積の合計を当該公営住宅に入居している者の総数で除して得た面積を基準として事業主体が定める床面積をいう。以下この条において同じ。）にするために増築若しくは改築する事業又は浴室を付設する事業をいう。以下同じ。）を施行するように努めなければならない。

- 一 居室の床面積の合計を入居している者の数で除して得た面積が増築基準床面積に比べ著しく狭小な公営住宅
- 二 浴室を有しない公営住宅

(改良計画)

第二十三条の十二 事業主体の長は、公営住宅改良事業を施行しようとするときは、あらかじめ、公営住宅改良事業に関する計画（以下「改良計画」という。）を作成して、建設大臣の承認を得なければならない。

2 改良計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公営住宅改良事業により増築又は改築すべき公営住宅の戸数及び増築又は改築すべき部分の床面積
- 二 公営住宅改良事業により浴室を付設すべき公営住宅の戸数及び浴室の床面積
- 三 その他建設省令で定める事項

3 事業主体の長は、改良計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該改良計画に係る公営住宅の入居者の同意を得なければならない。

4 第一項の規定により、市町村長が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

5 事業主体の長は、第一項の規定による建設大臣の承認を得たときは、建設省令で定めるところにより、当該改良計画に係る公営住宅の入居者（その承認があつた日における入居者に限る。）に対して、その旨を通知しなければならない。

6 前各項の規定は、改良計画の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに公営住宅改良事業を施行すべき公営住宅となつたものの入居者及び当該事業を

施行すべき公営住宅でなくなつたものの入居者にすれば足りる。

(仮住居の提供)

第二十三条の十三 事業主体は、公営住宅改良事業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要があると認めるときは、その者に対して、仮住居を提供することができる。

(移転料の支払)

第二十三条の十四 事業主体は、公営住宅改良事業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要があると認めるときは、その者に対して、建設省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払うことができる。

(公営住宅改良事業に対する国の補助)

第二十三条の十五 国は、事業主体が第二十三条の十二に規定する改良計画に基づいて公営住宅改良事業を施行する場合には、予算の範囲内において、当該事業主体に対し、当該改良事業の工事費について、第七条第一項に規定する補助率の区分に従い、補助しなければならない。

2 第七条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

第三十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十三条の十二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による改良計画の承認

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の公営住宅法第七条及び第八条の規定は、昭和五十年年度分の予算に係る国の補助金(昭和四十九年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十年年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。)から適用し、昭和四十九年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十年年度以後に支出すべきものとされた国の補助金及び昭和四十九年度以前の年度分の予算に係る国の補助金で昭和五十年年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第二項中「第七条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第六項まで」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第二十二條の規定は、この法律の施行の日以後に同法第二條第二項の規定により同法第二十二條第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中公営住宅の項を削る。

理 由

最近における公営住宅建設の状況にかんがみ、公営住宅についての国の補助率を引き上げるとともに、老人、身体障害者等のための特別構造住宅の建設及び公営住宅改良事業の施行を促進するための措置等を講ずることにより、公営住宅供給の量的拡大と質的向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度において約一千億円の見込みである。